入林禁止措置等の変更のお知らせ (報告様式)

森林管理 署名	変更の種類	変更対象林小班 (地区名、国有林名)	当初計画	変更後	変更の理由	備考
上川中部 森林管理署	入林禁止追加 (後期間入林禁止の追加)	216、217林班 (西神楽国有林)	可猟区域	後期間入林禁止 平成27年2月16日 ~ 平成27年3月31日 ※日曜日は狩猟可	事業変更のため	別添図面「旭川2」